（様式－１）　　（平成２０年4月１日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　過誤納金還付事務　　作成部署　主税局徴収部徴収指導課収入管理指導班　電話　5388-2984

《事務処理フロー図》

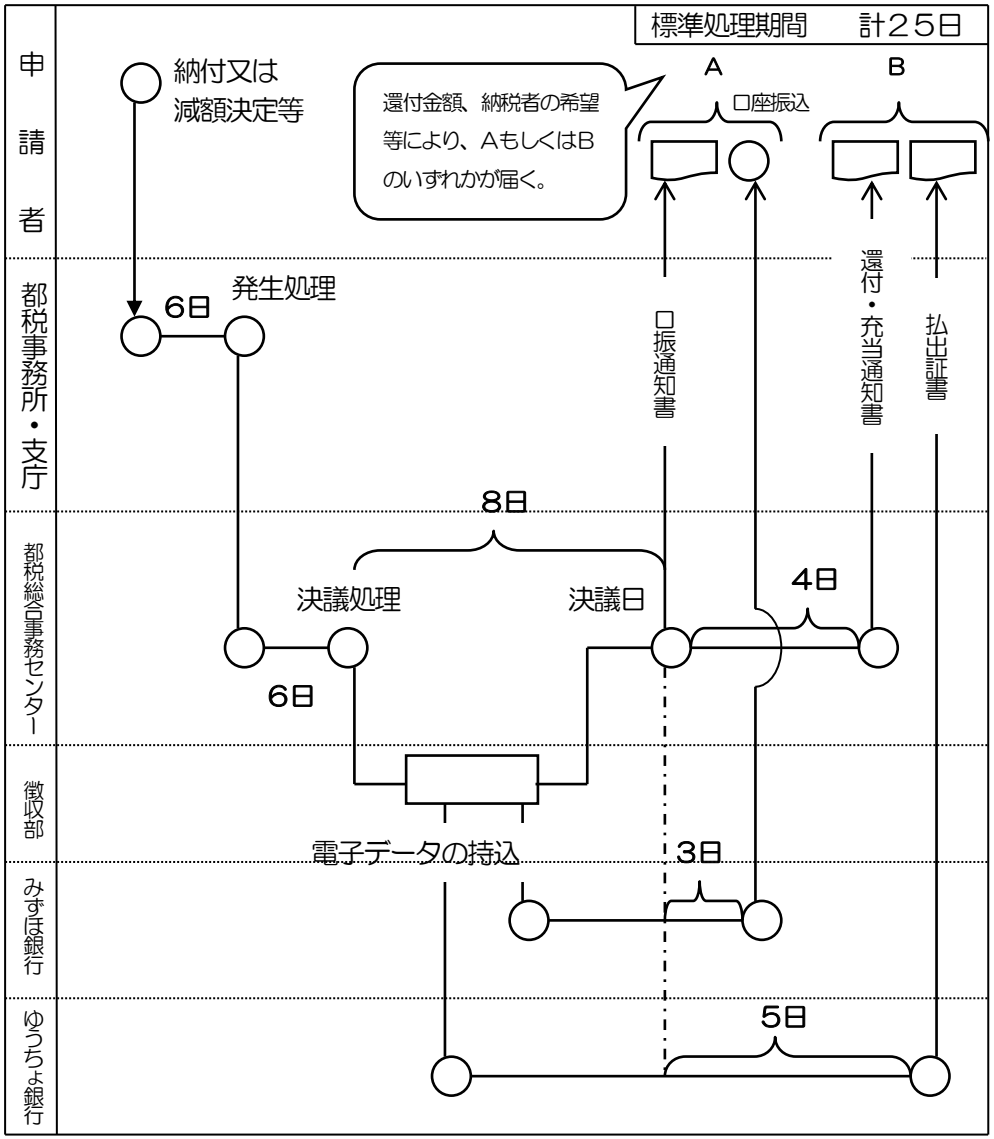

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　明
1	納付又は減額決定等	超過納付又は減額決定等により過誤納金等が生じる。
2	発生処理	都税事務所で過誤納金の発生確認を行う。
3	決議処理	ＴＡＣＳＳによる、還付指示入力を行う。
4	電子データの持込	決議処理情報を都庁内郵便局、みずほ銀行に持ち込み、口座振込、振替払出証書作成を依頼する。
5	決議日	決議処理を行った還付金の決議日。
6	口座振替通知書	口座振込みによる還付金について、内容・金額を還付受領権者に通知する。
7	口座振替による還付	還付金を還付受領権者が指定した銀行口座に振り込む。
8	還付（充当）通知書	振替払出証書による還付金について、内容・金額等を還付受領権者に通知する。
9	充当通知書	還付金を全額、未納の徴収金に充当したことを還付受領権者に通知する。
１０	振替払出証書	ゆうちょ銀行の営業所又は郵便局で換金する振替払出証書（５万円以下）を還付受領権者に、ゆうちょ銀行から発送する。